

令和 6 年 12 月 18 日
建築局 建築企画課

横浜市「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく 低炭素建築物新築等計画認定実施要綱等の一部改正について

1 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）が令和 6 年 11 月 1 日に施行されました。

これにより、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）が改正されたため、当該法律を引用している下記要綱について、該当箇所の整備を行いました。

2 改正した基準

- (1) 横浜市「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素建築物新築等計画認定実施要綱
- (2) 横浜市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関する要綱
- (3) 横浜市「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に関する要綱
- (4) 横浜市建築基準法第 86 条の 8 の規定に基づく全体計画認定に関する基準
- (5) 横浜市建築基準法第 86 条の 8 の規定に基づく全体計画認定に関する基準・要綱の解説

3 意見公募

形式的な変更であるため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 項第 8 号アに該当し、意見公募手続は行いませんでした。

4 施行日

令和 6 年 11 月 1 日